

平成 28 年度 第 1 回 三浦市景観審議会議事録

1 日 時 平成 28 年 10 月 24 日（月） 14 時 00 分から 16 時 00 分まで

2 場 所 三浦市観光インフォメーションセンター 2 階 会議室

3 報告事項

- (1) 報告事項 1 みうら景観資産認定の取組みについて
- (2) 報告事項 2 みうら景観資産の候補について
- (3) 報告事項 3 景観法・景観条例の届出状況について

4 出席者

- (1) 委員 鈴木委員、伊藤委員、渡辺委員、木村委員、友田委員、大森委員
- (2) 事務局 星野都市環境部長、大滝都市計画課長、鈴木 G L、小濱主事、嶋田主事
- (3) 傍聴人 0 人

5 報告事項関係資料

- (1) 資料 1（報告事項 1 みうら景観資産認定の取組みについて）
- (2) 資料 2（報告事項 2 みうら景観資産の候補について）
- (3) 資料 3（報告事項 3 景観法・景観条例の届出状況について）
- (4) 参考資料（例規・三浦市景観計画抜粋、みうら景観資産認定要領）

6 議事

- ・定刻に至り、事務局（星野部長）より、本日の資料に係る説明後、開会を宣言しました。
- ・出席者が半数（7 名中 6 名）に達し、三浦市景観条例の規定により、本審議会が成立していることを報告しました。
- ・傍聴については、申出がありませんでした。

■報告事項1－みうら景観資産認定の取組みについて

【鈴木会長】

皆さんこんにちは。今日は、今年度第1回目の景観審議会でございますので、よろしくお願ひします。

事務局から説明がありましたが、本日の審議会の審議案件については、全て公開という取扱いになります。よろしくお願ひします。

それでは早速、次第に従って議事の方に入ります。まずは、報告事項1の(1)から(4)までについて、事務局より説明をお願いいたします。

【事務局】

それでは、報告事項1について説明いたします。着座にて失礼いたします。皆様、スクリーンをご覧ください。

まずは、本日の報告事項について説明いたします。本日の報告事項は3点あります。1点目がみうら景観資産認定の取組みについてです。2点目がみうら景観資産の候補についてです。3点目が景観法・景観条例の届出状況についてです。

それでは、報告事項1の説明に入ります。報告事項1については、内容が多いため、2つに分けて説明いたします。前半では、みうら景観資産を、三浦市景観計画でどのように定めているかなど、(1)三浦市の景観行政の進め方から(4)認定後の活用についてまで説明いたします。

(1)三浦市景観行政の進め方についてです。三浦市の景観行政として、昨年度からみうら景観資産に関する取組みを行っております。前年度より候補の抽出を行っており、今年度からは資産の認定も行います。認定した資産については、市民の方々に周知を行います。周知によって、取組みを知ってもらうことで、今まで取組みに参加していただいた方だけではなく、新たな方からも資産を抽出します。このように抽出、認定、周知と、取組みを重ねていく中で、景観行政に関わる人、つまり取組みの輪を広げていきます。そうして、三浦らしい景観の具体例を抽出します。具体的な景観をある程度抽出できた段階でそれらについて整理を行い、どんな景観を整備するのか、どんな景観を保全していくのか検討していきます。整備や、保全の方針が決まったものについては、景観形成重点地区や景観重要公共施設、景観重要建造物や景観重要樹木などの制度の活用を行います。今年度は、その第1歩として、みうら景観資産に関する取組みを行います。

次に、(2)みうら景観資産についてです。ここでは、みうら景観資産について改めて説明いたします。三浦市にはたくさん景観がありますが、その中には、市民の方々によく知られている景観や、まだ一部の方しか知らない、あまり有名ではない景観などがあります。このうち、市民の方々に親しまれているなど「三浦らしい景観」、これを三浦市景観計画では「地域景観資源」としており、その地域景観資源について「みうら景観資産」として認定しようとしています。つまり、みうららしい景観の中にも、よく知られ

ている景観とあまり知られていない景観があり、そのどちらもみうら景観資産として認定していこう、そういった制度となっています。

次に、(3)認定の流れについてです。ここでは、みうら景観資産の認定の流れについて説明いたします。認定の流れは大きく7点に分かれます。

1点目は「候補の抽出」です。三浦市景観計画では、候補の抽出方法について、市民等の要望、市からの提案、イベントによる抽出としています。

2点目は「所有者等からの意見聴取」です。建築物など対象物の所有者や管理者が特定されるものについては、候補として選定する前に意見聴取を行います。

3点目は「候補の選定」です。所有者等の意見などを踏まえて、候補を選定します。今回、候補とするものについて、「みうら景観資産認定要領」で最低限の基準を定めています。

この基準について説明いたします。要旨にて説明いたします。詳しくは、後ほど参考資料のみうら景観資産認定要領をご覧ください。

基準は5つあります。1点目は三浦市内に位置する景観であることです。これは、その対象物が三浦市内にあることだけではなく、富士山が見える場所など三浦市外にある対象物を見ることができる市内の眺望点も含んでいます。

2点目は景観構成要素と視点場どちらに該当するのか明確であることです。ここで併せて「景観構成要素」と「視点場」について説明いたします。「景観構成要素」とは、三浦らしさを表しているシンボルのことです。例えば城ヶ島大橋など、景観を構成する対象物それ自体を示しています。「視点場」とは、特定のものが見える場所のことです。例えば諸磯湾から見える富士山など、ここから見えるこの景色が三浦らしいといった場合は、その景色が見える場所、その場所自体を視点場として登録します。

基準の説明に戻ります。3点目は公共の場から容易に眺望できることです。

4点目は景観軸または景観拠点のいずれかに該当するということです。三浦市景観計画では、みうら景観資産の分類について景観軸と景観拠点到整理をしています。これらのいずれかに該当するものを資産の候補とします。

ここで併せて景観軸と景観拠点について説明いたします。景観軸は、連続的な景観を形成している構成要素のことです。例えば三浦海岸など、道路や海岸線などが該当します。景観拠点は、1つの景観を形成する構成要素や視点場のことです。例えば海岸線の中の1つの地点である盗人狩など、特定の建築物や地点などが該当します。これら景観軸と景観拠点については、景観計画の中で例示をしています。詳しくは、後ほど参考資料の景観計画抜粋をご覧ください。

基準の説明に戻ります。5点目は所有者等から意見聴取を行っていることです。先ほども説明いたしましたが、所有者や管理者が特定できる場合は、事前に意見聴取という形で説明し、ご納得いただくということになります。基準ということで説明いたしましたが、景観資産では様々な景観を認定したいと考えておりますので、イメージとしては

この基準で最低限のふりいにかけるといったもので、基本的に提案があったりしたものにつきましては、審議会のご意見を伺うということになると思います。

流れの説明に戻ります。4点目は候補の周知です。周知につきましては、市のホームページやSNS、広報などで行う予定です。

5点目は諮問になります。候補としたものについて景観審議会のご意見を伺います。市民の方々に親しまれているなど三浦らしい景観か、景観構成要素と視点場どちらを認定するかなど、様々なご意見を頂きたいと考えております。

6点目は答申です。諮問した市案に対して、審議会よりご回答を頂きます。

7点目は認定です。みうら景観資産につきましては、このような流れで認定して参ります。

次に、(4)認定後の活用についてです。景観計画では、認定した景観資産について5つの活用方法を挙げています。その概略について説明いたします。なお、詳細につきましては、参考資料の景観計画抜粋をご覧ください。

景観計画で示している活用方法については、主に2つの方面での展開に分かれています。1点目は、市事業への展開、届出対象行為への展開、事業者への展開など、景観資産の整備・保全に関する活用です。市の整備事業にあたって景観資産の保全や活用を考慮したり、景観法届出行為に係る事前協議時に参考にすることなどを想定しています。

このうち、2の届出対象行為への展開について説明いたします。届出対象行為については、景観条例で定める事前協議を行っていますが、その行為の内容がみうら景観資産に影響を及ぼすものだった場合は、誘導指針に基づき、「みうら景観資産の特性や魅力を損なわないように配慮すること」と事前協議を行います。しかし、誘導指針は良好な景観の形成を目的として示している指針であり、色彩に係る景観形成基準のように、事業者が従わなければならない強制力をもったものではありません。特定の景観を整備・保全するために強制力を持った基準を設けたいという場合は、景観重要公共施設や、景観重要樹木など、景観法で定める制度を活用していく必要があります。こちらにつきましては、先ほど説明いたしましたとおり、今後、みうら景観資産を認定する取組みを通して、三浦らしい景観の具体例を整理していき、どんな景観を整備するのか、どんな景観を保全するのか検討していきます。

活用の説明に戻ります。2点目が、情報発信、イベントの開催など、周知・啓発に関する活用です。こちらにつきましては、今後、認定したものについて、どのように活用するか、今年度の認定後の活用と併せて、(6)今年度の取組みについてで後ほどご意見を頂きたいと思っております。説明は以上です。

【鈴木会長】

はい、どうもありがとうございます。ただいまの説明に関して、何かご意見・ご質問等あればお願いします。

【鈴木会長】

要点としては、景観資産というのはそんなにきちきちと文化財のように決めていくものではなく、市民の共通の理解を作っていくために、どちらかというと義務もあまりない形で、景観資産への登録をご了解いただくということですね。そこから、これをきっかけに、もう少し本格的に保全したいという場合には、景観重要建造物や景観重要樹木とステップアップしていくというように、あるいは観光の振興に役立てたり、あるいはまちづくり・都市計画に位置づけることによって、例えば、富士山の眺望が素晴らしいといった所があった場合に、近隣で大きな建物を建てるという予定のときには、視点場からの眺望に配慮した形で、建物の設計や色、デザインそういったものの配慮をしていただくという形での想定かと思います。いかがでしょうか。

【友田委員】

ちょっと言葉の問題なんですけれど、景観軸と景観拠点という言葉がありますけれど。景観軸という言葉は一般的な言葉としてあるんですか。勉強不足で申し訳ないんですけど、景観地域とか地帯とかそういった方が分かりやすい表現かなと思ったものですか。

【事務局】

景観軸については、三浦市の景観計画を定めていく過程で、拠点とか軸とか、そういうものを表現した言葉で、独自の言葉として捉えていただければと思います。軸というものは、先ほどご説明したように、いわゆる軸や線という概念と同じなので、そういったものに近い状態の景観的な要素がある区域などを示しているものであります。他市町さんでも、私の知っている限り、景観軸という言葉と同じようなイメージとして表現しているところもあります。ただ、法律的なものでは、特に景観軸という言葉としては、私の記憶ではなかったと思います。先ほど申し上げたとおり、三浦市で景観計画を作り上げたときのプロセスの中で、線的な要素を軸として表現したものを、いわゆる総称して景観軸と表現しているという形で捉えていただければと思います。

【鈴木会長】

イメージ的には、道路とか、河川とかそういったイメージですね。例えば、「景観なんとか道路」というように名付けると、じゃあ道路だけかとなりますので、その周りの建物も大事でしょう。河川でも、「景観なんとか河川」というように名付けると川だけではなくて、その周りも一体となって1つの景観を作っているという意見も出るでしょう。そういったときに景観軸という言い方をするので、やや聞き慣れないような言葉かもしれませんが、比較的、景観に取り組んでいる自治体では古くから使われている言葉となります。よろしいでしょうか。

【友田委員】

はい。

【鈴木会長】

その他のご意見は。

特になければ、後で振り返りでご発言していただいても構いませんので、引き続き報告事項1の(5)(6)について、事務局の方で説明をお願いいたします。

【事務局】

はい。引き続き、報告事項1について、(5)平成27年度の取組みと今後の課題から(6)今年度の取組みについてまで説明いたします。皆様スクリーンをご覧ください。

まずは、平成27年度の取組みについて報告いたします。昨年度は「みうら景観資産の候補の抽出」として、大きく分けて4つの活動に取組みました。先ほども説明したとおり、みうら景観資産の候補となる地域景観資源には、市民の方々によく知られ、三浦市を代表する景観や、あまり知られていない、有名でない景観などがありますが、まずは、よく知られている景観、三浦市の代表的な景観を抽出するために、みうら市民まつりへの出展を行いました。2点目の活動として、知られているものも、知られていないものも全般的に抽出するために、写真コンクールの協働開催を行いました。3点目の活動として、あまり知られていない景観を抽出するために、市民の方々からの提案を募集しました。これら3点の活動は、みうら景観資産候補の抽出を目的としており、まとめて「抽出活動」といたします。この抽出活動を促進するために、4点目の活動として周知活動を行いました。なお、昨年度の活動につきましては、①みうら市民まつりへの出展と②写真コンクールの協働開催、これを重点的に実施いたしました。

次に活動内容について個別に報告いたします。まずは、1点目のみうら市民まつりへの出展です。みうら市民まつりでは、2つのアンケートを行いました。「三浦市らしい景観のカテゴリーに関するアンケート」と、「三浦市の好きな景観に関するアンケート」です。前者のアンケートは、「海」「農」「街」「歴史・文化」「森」の5つの景のうち、三浦市らしいと思う景観のカテゴリーを選択してもらいました。後者のアンケートでは、三浦市の好きな景観の場所を自由選択で選んでももらいました。

2点目の取組みは観光写真コンクールの協働開催です。三浦市観光協会さんと協働させていただき、景観審議会のみうら景観賞の選考を行いました。

3点目が市民の方々からの提案募集です。これは、条例等で定める「みうら景観資産認定提案書」により提案を募集しました。

4点目が周知活動です。周知活動は大きく分けて、3つの活動を行いました。みうら市民まつりでの周知活動、ホームページでの周知活動、市の広報誌での周知活動の3つ

です。個別に報告いたします。みうら市民まつりでは、市内の景観の紹介とチラシの配布を行いました。市内の景観の紹介では、三浦市観光協会や友田委員にご協力いただき、「三浦には未来に残したい景観がたくさんあります」というパネル展示を行いました。チラシの配布では、景観行政の周知のほか、みうら景観資産の提案募集、写真コンクールの周知を行いました。ホームページによる周知では、市で作成している景観に関するページについて、提案募集や、写真コンクールへの応募募集など、随時更新を行いました。市の広報誌である三浦市民による周知では、昨年度は3度掲載を行い、写真コンクールへの応募募集や資産の提案募集など、景観行政に関する周知を行いました。

次に、これら昨年度の取組みの成果について報告いたします。先ほども説明したとおり、昨年度は4点の取組みを行いました。そのうち、①から③までについて報告いたします。なお、抽出した資産の候補については、報告事項2で別途説明いたします。①みうら市民まつりについては、アンケートの結果、9点を候補して抽出いたしました。②写真コンクールの協働開催については、みうら景観賞の受賞作を含む5点を候補として抽出いたしました。昨年度は、これら2つの取組みについて、重点的に実施いたしました。③市民の方々からの提案募集につきましては、①と②に力をいれたということもあり、昨年度につきましては、特に提案がありませんでした。

昨年度の取組みを踏まえた今後の課題について説明いたします。よく知られている景観、三浦市の代表的な景観につきましては、昨年度の取組みにより複数の候補を抽出することができ、一定の成果を得ることができました。逆に、あまり知られていない景観につきましては、昨年度もある程度、候補の抽出は行いましたが、今後、更なる抽出が必要となります。今後、これを課題としていきたいと考えております。

次に、今後の課題を踏まえての取組み内容の検討ですが、今後の課題である「あまり知られていない景観の更なる抽出」を行うために、改善しなければいけない点は認定活動への参加者が限られていることです。これを改善するためには、認定活動への参加者を増やすことが必要です。今年度は、参加者を増やすためのきっかけづくり、これを意識して活動を行いたいと考えております。

次に(6)今年度の取組みについてです。先ほど説明したとおり、今年度は参加者を増やすためのきっかけづくりという目的で取組みを行います。具体的に何をやるのかというと、昨年度と同じ周知活動と抽出活動なのですが、きっかけづくりにはどうすればいいのかという視点で取り組んでいきます。周知活動としては、facebookの活用、代表的な景観資産の認定及び活用、その他次年度以降の取組み内容の検討、この3点を行います。抽出活動といたしましては、写真コンクールの協働開催、市民の方々からの提案募集、その他次年度以降の取組み内容の検討、この3点を行います。

個別に説明いたします。まずは、facebookの活用です。今年度の夏より、三浦市都市計画課公式facebookとして「みうら景観 info.」というfacebookページの立ち上げを行いました。投稿内容は三浦市の景観に関することなどを全般的に投稿しています。開始

してまだ3ヶ月程度しか経っておりませんが、市のホームページの閲覧数と比べても、多くの方に閲覧していただいております。今回の審議会につきましても、このfacebookで周知させていただいており、先程から写真を撮影させていただいておりますが、今回の審議会の様子につきましても、facebookで報告させていただければと考えております。

次に代表的な景観資産の認定及び活用についてです。昨年度抽出した三浦市の代表的な景観について、今年度景観資産として認定を行い、周知活動等への活用を行います。

最後にその他取組みの検討です。例えば世田谷区では、風景PRESSという景観に関する広報誌を作成し、ホームページなどで公開を行っています。また、埼玉県和光市では、景観10選をはじめとする市内の景観についてマップを作成し、配布を行っています。このように、認定活動をどうやってアピールするか、認定した景観資産をどうやって活用するか、これを焦点に取組み内容を検討していきます。どのような取組みが考えられるか、委員の方からも幅広くアイデアを頂ければと思います。

続いて抽出活動に関する取組みを紹介いたします。まずはみうら観光写真コンクールの協働開催です。今年度も昨年度に引き続き三浦市観光協会と協働し、写真コンクールを開催します。協働開催にあたっては、昨年度と同様に景観審議会のみうら景観賞の選考を行いたいと考えております。選考方法など、色々のご意見いただければと考えておりますが、昨年度の選考におきましては、第2回審議会場で各委員5点選考していただき、みうら景観賞の審議を行いました。しかし、今年度につきましても、後ほど説明いたします景観資産の諮問・答申や、取組み内容の検討など、様々な審議事項がございますので、昨年度と同様の方法では、十分な審議時間が確保できないのではないかと懸念しております。

そのため、今年度の選考にあたっては、3段階での選考を行えないかと考えております。事務局案について説明いたします。1段階目として、応募作品について、事務局で予備選考を行います。予備選考にあたっては、基準を設けたいと考えております。1点目が三浦市内に位置する景観であること、2点目が人物や動物などを主な被写体としたものではないこと、3点目が公共の場から容易に眺望できる景観であることです。このような形で、最低限のものを除外したいと考えております。次に一次選考を書面選考にて行います。応募作を一覧にしたものを作成し、各委員に配布します。これら応募作について、各委員10点選考していただき、その中で、特に三浦らしいと思ったものを3点選んでいただきます。選考していただいた10点の作品について各1票、そのうち、特に三浦らしいと選考していただいた3点の作品についてさらにもう1票という形で投票していただき、各委員の合算上位10点について二次選考を行います。二次選考については、第2回の審議会で行います。それぞれの作品について、票を入れた方から選考理由を伺い、表彰作を審議します。事務局案としては、このような形で選考を行えないかと考えております。

抽出活動の内容の説明に戻ります。2点目の活動として、昨年度と同様に市民の方々

からの提案募集を行います。ホームページや広報誌で募集するほか、今年度は facebook でも募集を行っています。

最後にその他取組みの検討です。例えば、facebook などの SNS ツールを活用した抽出活動など、幅広い層から抽出するために、どのような活動を行うか検討していきます。こちらにつきましても、どのような取組みが考えられるか、委員の方からも幅広くアイデアを頂ければと思います。

説明は以上になります。

【鈴木会長】

ありがとうございました。ただいまの説明に関しましてご意見等頂ければ。いかがでしょうか。

【大森委員】

去年写真コンクールをやったので、今年は違う方法でやって、そのファンというんですか。景観ってどういうことやっているのかという、町歩きの写真講座ですとか、違うやり方でやった方が面白いかなと思いました。

【鈴木会長】

大事なご意見だと思います。

【大森委員】

ここをこう撮ったらというようなコースとか。素人でもいいんですけど。そうすると、集まる人が、層が広がるんじゃないかと思ったんです。

【鈴木会長】

事務局、いかがですか。

【事務局】

例えば、写真を皆さんで撮って、体験しながらというイメージかなと思いますけれど、もう少しテーマを絞り込んでからの方がよいのではないかと事務局としては考えております。

実は、昨年色々抽出活動を行いながら、三浦市の全体のエリアとしては、少し要素が多いと改めて感じました。海といっても様々な海がありますし、畑といっても色々、もう少し明確に要素を集約していかなければならないと感じています。じゃあ写真を撮りましょうといったときに、テーマをもう少し絞り込みたいと思っておりますので、仰ったような取組みは次の段階かなと思っております。特に、昨年やった感じでは、自然

環境の景観は結構出てくるんですが、まち並みですとか、伝統的なもの、文化的なものは少し少ないかなと思いますので、その辺の意見の聴取の仕方についても検討し、ある程度抽出できてから、次の段階にうつった方がバランス的にもいいかなと思います。いigo提案ですし、そういったことが裾野を広げるとか、市民の方への周知の仕方の新たな方法だとは考えておりますが、もう少し、今の整理をさせていただいてからと考えております。

【大森委員】

それは、もうイニシアティブをとられるといいと思います。

【鈴木会長】

大森委員のご指摘とご提案はいいと思うんですね。写真のコンクールで、かなりたくさんさんの数は集まってやった一方で、まだあまり知られていないものを探そうといったときには、もうちょっと深掘りしてやっていく必要もあるのではないのでしょうか。写真コンクールはすごく重要で、周知につながるとは思うんだけど、また、昨年と同じような景観の写真が集まってくるとすると、なかなか、新たな資産を発見していくというようなことについては、少し新しい取組みが必要。そういう趣旨ですよ。

【大森委員】

そうですね。あと、こうファンというか、応募してくるという行動ですね。だから、同じことではない違う方法が。

【鈴木会長】

新しい人を巻き込んでいくためにということですね。

【大森委員】

そういうことですね。

【友田委員】

写真じゃなきゃいけないのかということですよ。例えば、絵をやっている方。水彩画、油絵、こういうことをやっていらっしゃる方いらっしゃるんですよ。実際その絵を見せていただいて、どこでこの絵を描いたんですかというものも何点か見えています。だから、別に写真コンクールに限らなくてもいいのかなという。その方が、幅広いファン層というのを募集できるかなと。また、あまり知られていないところというのも発見できるのかなということだと思うんですけど。コンクールとなるとですね、また費用がかかるのかもしれないけれど。その辺はどうなのかな。写真と、絵を含めたコンク

ルにしちゃってもいいのかなという気もするんですね。

【大森委員】

俳句みたいなものが出てもいいですよ。その風景を色々俳句に。

【鈴木会長】

色々可能性はありそうですね。

【友田委員】

色々な人を巻き込むということから考えないといけないので。

【鈴木会長】

伊藤委員、いかがでしょうか。

【伊藤委員】

自分あまりやっていないのですが、せっかく facebook を活用できるという条件が整っているのであれば、そういうものに積極的にご提案を頂くような形というのは、手間がかからないので非常にいいと思います。それにはもう少し PR していく必要が当然のことながらありますけれども。場合によっては、キーワードでヒットして見に来てくれる可能性もあるんですね。なかなか人手がかけられないという状況でしたら、例えば、投票について「いいね！」で何ポイントでもいいですし、そういった形で、SNS を使った巻き込み方というものもあるのかなと思います。

あとは、自分の通勤で感じるのは、僕は三崎口駅を利用しているのですが、最近歩け歩けが非常に多く、みんな集まって歩いています。その人たちってやっぱりチームリーダーみたいな方は必ず下見をして連れて歩くんですね。当然、集めて、評判が悪くならないように、ターゲットを絞って開催しているんです。そういう人もうまく集めれば、我々が行かないような所、例えば、畑で普通だったら車も行けないような所を歩いて、こういうものを探したよなんて話もちらりと聞きますので、そういう人の活用というものも、市民だけでなく、よそからおたずねしていただけるそういう人たちにも積極的に提案を頂くなんていうものもいいのかなと。

巻き込む方法ですと、なかなかお手紙で、文章でとなると大変ですから、やっぱりそこにはホームページなり、あるいは facebook なりということは、視点に入れていった方がいいと思います。ただ、フォローの仕方というか、提案されたままではいけませんので、最終的にフォローの仕方まで考えて活用していけば、かなり集まるんじゃないかと思っています。

あともう 1 つの視点というのは、伊勢原市で、宿坊をターゲットにして、まちづくり

ということで取組みを行っています。当然のことながら、市の施策としては、頭に観光というものがあります。やはり観光とできる限り一体化していかないと。景観といっても、指定し放しというよりは、やはりそれによって三浦に人を呼び込むですとか、そういうふうに、三浦のいいところというものを、市民だけでなく、全国になるか県になるか分かりませんが、外に対して発信をできる限りしていく。逆に来ていただいて、本当のよさというものを見ていただくとか。それで、さらにいえば、リピーターとなっていていただくような。夢かもしれませんが、やはり観光というものはものすごい要素だと思えますね。それによって、人が集まれば、漁港の方のシャッター街も消えていくでしょうし。そうすると、また、いいまちなみを作ろうという気概が生まれてくる、新たな財産が形成されるといいますかね。そういう気がするんですね。ちょっと夢みたいな話ですけども、きっかけですから。言いたいだけ言わせていただきました。何か議論はいりません。そういうことを念頭に、事務局の方でやっていただければということで、あえてちょっとしつこく言ってしまいました。よろしくお願いします。

【鈴木会長】

重要なお指摘頂きまして。ぜひ。三浦市も facebook の活用をし始めて、まだまだ始めたばかりですけど、感触としてはどうですか。市のホームページの閲覧数よりはいいということですが。

【事務局】

「いいね！」ですとか、コメントなどの反応も何件が頂いております。先ほど伊藤委員が facebook を使って写真だとか、イラストだとかを広く募集というお話ありましたが、やはりそういう形でおすすめの景観を教えてくださいと投げかけたところ、コメントで反応が返ってきたりもしており、反響としてはあると感じております。

【鈴木会長】

やり方として、ネットをうまく活用していくというのはあるんじゃないかなと思うんです。必ずしも、写真のコンクールに応募しようとは思ってなくても。こういう形態とか、そういったもので、風景撮っていらっしゃる方もいると思いますし。何か工夫ができそうですね。スライド31ページの名古屋まちなみデザインセレクション、これは具体的にはどんな取組みなんですか。

【事務局】

これは、写真コンクールに SNS を使ったようなもので、写真コンクールの募集を SNS、ホームページを使って行っています。投稿する画像にコメントを付ける形で送っていただいて、それを facebook だったり、twitter に載せていく。それを一般市民の方に公開

して「いいね！」の数だとか、反響だとか、あと選考委員の方の意見、それらを踏まえて、選考を行っていくような取組みになります。

【鈴木会長】

では、まさしく、インターネットを主体としてやっていくという。

【木村委員】

よろしいですか。

【鈴木会長】

はい。

【木村委員】

今回ですね。先ほど事務局が仰ったように、今までは、海とか山とか、そういうもので結構皆さん、ここやこれがいいよとかいうお話だったんです。私もそういう見方をしていたのですが、実際ふたをあけてみたときにですね。もっと掘り下げた見方をするべきでなかったか。例えば、祭りとなったときにですね、皆さんすぐに想像されるのが、チャッキラコとか、そういうのが出てくるんですが。実際は各地域ごとにですね。それぞれ祭りがありまして、それなりにその地域の人たちが、みんなでわっしょいわっしょいとやっております、そういうものもまた外から見たら、結構魅力になると思うんですよ。ただ、そういうものは、瞬間の話ですので、そのときに撮ろうという話でない限り、なかなかそういった景観は撮れません。そういうのをもうちょっと掘り下げていったら、違う視点で見えるんじゃないのかなと思います。例えば海というものを見たときに、海といってもですね。海の景観というのものもあるかもしれませんが、実際、海と畑と、それから農家の人たちが一緒に写ったものはどうだとか。祭りがそのところに入ったらどうだとか、色々考えてまた発見できると思うんです。そういうものもあわせて、外にアピールできるような、facebookをまたつくっていくと、もっと楽しいのかなと。というのは、先ほどいったように、ハイキング、要するに歩け歩け、あるいは自転車ですね。みんな団体で来たりしております。そういう人たちも、何を見たらいいのということが、次に出てきます。そして、また次にリピーターとして来ていただきたいというのがありますので、そういう意味で、そういう案内がても含めた形でつなげていけたらというものは私も思います。

【鈴木会長】

集め方、セレクトの仕方と、使い方ですね。先ほど伊藤委員からもご指摘があったと思います。そういう意味で事務局いかがですか。

【事務局】

例えば、先ほどお祭りという話が出ましたので。お祭りというカテゴリーでも、まず、どこの地区に、いつ頃、どういうお祭りがあるのかというのは多分集約はされていると思うんですね。そういったものひとくくりにするという方法がまずありそうだなと。例えば、お祭りも、三崎地区のお祭りと、また違うわけですから。その辺の特徴をちょっと整理する、これは教育委員会ですね。そういったことを連携したらいいかなと思います。

それから、先ほど自転車の話とか出ていましたけれども、今、三崎口駅で電動の貸し自転車を始めていて、例えばそちらでしたら、今日はこちらに行かれましたかというアンケートはとれるかなと。一部とったこともございますので。そういったものを整理してみると。これは自転車で行ける範囲というのが1つの条件になってきますが、三崎口、三浦海岸、うらり、城ヶ島辺りで乗り換えができるので。そういったものはありますので。そうするとどこに行きましたというのを整理するということが必要かなと。それはできそうだなと思います。

それと、先ほどお話のあった歩け歩け、そういったものと、市の方だと健康づくり課というところがございまして、そこが定期的に募集して、これは市内の方が多いですかね。そういったときに、コースとして、どういう所が魅力的ですかというのを聞きする。そういったこともできそうだと。一応事務局としていくつかできそうだと思います。これをもう少し整理させていただいて、できるものはやってみて、皆様にまたお示ししたいと思います。

あと、先ほどもお話が出ておりましたけれど、これをどういうふうに活用するかということは、一定の段階で意識しないといけないかなと思っております。例えば、地図上に落として、順番に回っていけることだとか、変化に富んだコース、見ていけるコースをどういうふうにと考えると。要素ですね。海の場合だったらどこだとか。それをある程度気にとめながら、選定していくということも、活用するために必要じゃないかなと。でも、実は今回の審議会を開催する前に、そういった話も出ていますので。ただ選定するだけではなく、これを使ってどうしていくのかというのは大きな課題だと思います。

できることは今のお話の中でもありそうですので、動けるものはまず動いてみてですね。その結果をまた皆さまの方にお示しする。また、もしからしたら、現時点で、過去のものですけれど、あるかもしれませんので、その辺を整理できればなど。

【鈴木会長】

景観の観点からマップを作って、それを観光で来られた方に情報提供するというものもありますね。そのときに木村委員がご指摘されたように少し深掘りして、何でこの写真がいいのかという、ちゃんとキャプションが付けられていて、写真を見て文章を読むと、

すごく三浦のことが分かるというそういう形が望ましい。単に、写真を並べても、観光客にとってはなんだか理解できないかもしれないですね。一般市民にとっても、なかなか離れた所には行っていないという話もあると思いますので。お互いの理解を深めるというのは、重要な点かもしれません。

【木村委員】

あと歴史についてもですね。三浦道寸に関するものだとか、色々とお寺もありますので、そういうのもまた、掘り下げていくと面白いのかなと思います。たくさんそういうものがありますので、その中から抽出して、これというように固定しないでもっと柔らかい頭でどんどん活動したらいいかなという気がします。

【鈴木会長】

分かりました。渡辺委員、どうですか。

【渡辺委員】

27年度は観光協会と協働で写真コンクールを行い、景観に関する取組みとしては進んだと思いますが、どうしても観光協会の写真コンクールというと、写真がある程度限定されてしまいます。当然三浦の観光をイメージした、例えば桜まつりとか、水仙まつりとか、そういう作品が多いんですが、どうしても毎年同じような写真が応募されているケースが多いんです。観光協会としてもある程度有名どころ、きれいなところという視点から選定している部分もありますので、写真を見てどこなのか分からないということになると、なかなか三浦を1枚の写真で説明するのは難しいかなと思っております。そういう選定の仕方なので、協働で行う方向性はいいにしても少しずつ変えていく必要は当然あると私も感じています。

それから、観光協会の写真コンクールもですね。テーマを付けた方がいいんじゃないかということも以前から内部で話がありまして。先ほど、ちょっと出たかもしれませんが、三浦から見える富士という副題を付けて募集したらどうかというのは以前からも提案はあります。

いずれにしても、観光という視点からすると、どうしても、集まる写真自体は限られてしまいますので。多分、皆さんも同じようなご意見で、私も各委員さん出された意見と同じなんです。ある程度、自然景観と文化的景観と分けること。まずですね。それからテーマ別に分けるとかですね。そういうのを毎年少しずつテーマを変えていって、最終的に全体の景観という構成にしていく流れの方が。いきなり入口からいろんなことをやり始めるというのも、なかなか事務局も難しいんじゃないかなと思いますので。これはあくまでも私の個人的な意見ですが、何年先にはこういう全体の抽出を目標にして、今年度はテーマを付けて文化的景観の作品を、先ほど絵というお話もございましたが、

そういうものを設けて募集する。次は、自然的景観を募集する。そのように年ごとにテーマを設けて進めていった方が、よりよい作品等が集まってくるかなと思います。

自分が、以前の審議会で言ったかもしれませんが、海から見える三浦というのは、なかなか写真がなく、やっぱりそういうのも、撮れる人が特別な人に限られてしまうかもしれませんが、外から見えるウミウの生息地など、望遠なんか使って撮れないこともないんですが。また、盗人狩なども、外から見ると、また違った三浦が見えてくるのではないかと。そういう景観もなんとか作品として募集できないかと個人的には思っております。いずれにしても景観というのは非常に幅広いので、どうぞ景観を出してくださいっていてもなかなか色々なテーマで挙がってこないで、少しずつ、毎年テーマを決めるなりして、また、方法をいくつか限定して、28年度はこういう方法でこういうテーマで募集する、そのような毎年変化をつけた募集の仕方をしたらと思います。

【鈴木会長】

ありがとうございます。かなり具体的な提案を頂きましたが、事務局はどうですか。

【事務局】

今ご提案いただいたとおりで、募集するときに方向性を持ってやっていた方がよろしいかなと思います。それには、先ほどからお話している一定の分類ですとかそういったものも必要になってくると思いますので。今のところ、まずは自然の方の景観につきましては、皆さんも興味もありますし、集まってくるのかな。その方向と、あと弱いところというんですかね。なかなか集まらないところ、これをどうするかってことに分けさせていただいて、検討していこうと思います。

あと、海の方も今お話が出ましたので。機会がございましたら、そういった写真を、漁師の方たくさんいらっしゃるでしょうし、船で出ている方もいらっしゃいますので、その辺に話をして、撮ってみたいと。実は私も船で回ったことがございますが、やはり仰っているとおり、海から見ると全く違うような印象を受けますので。富士山の状況もですね、千葉の方から見れば、三浦半島にどんと富士山がのっているような形に見えたりしますので。その辺も、いい進め方の1つの方法かなと思っております。

【鈴木会長】

ありがとうございます。

ご欠席の中津先生からもいくつかコメント頂いているということですので、事務局お願いします。

【事務局】

中津先生から今後の取組みについてのご意見として伺っているのはですね。そのまま

お読みいたしますけれど、「市民の方々の生活の原風景として『景観』がどのように活かされているかをお互いを知ることで、よりコミュニティ意識が深まると考え、市民の「物語」を募集してはいかがでしょうか？」というご意見を頂いています。「例えば、『風景と私』といったテーマで、三浦市内での思い出と景観の関係について募集して、景観資産の広報に使う」などといったご意見を頂いております。

もう1つ、「認定した景観資産を教科書化したいですね」ということを仰られています。例えば、景観を楽しむ（観光編）、景観を創る（計画編）、景観を利用する（ビジネス編）そういうものに分けてですね。利用する主体に合わせて使える冊子を発行したらどうかなど。括弧で一番最後に書いてあるんですけど、「逗子市の発行物が参考になるかもしれませんが」ということで、26年度だと思えるんですけど、逗子市で景観の冊子を作られております。これは、市民の方々が景観の有志の会を組織されており、その方々と協働で、市が作成したものだと聞いております。カラー印刷されていて、非常に逗子の特徴が出ている景観の冊子でした。すごく高いレベルの冊子だなと感じております。そういうものをイメージされて、そういうものと同じような形で作ったらどうかということで仰られているのかなと思っています。以上です。

【鈴木会長】

ありがとうございます。風景と私といった形で、景観と、個人のものではあってもバックストーリーというか、思い出との関係を語っていただくと、共感が得られるんじゃないかと思えます。

あとは、教科書化というと少し堅く聞こえますけれども。具体的にいうと、編集して分かりやすく伝えるというのは確かに重要ですね。まちなみデザイン逗子という冊子を、逗子で作りました。私は、逗子の景観審議会の会長で、市民グループの方が中心なんですけど、行政の担当も入り込んで作って、比較的今まで景観に興味をもっていない方からもこれいいねと言っていたような冊子なんです。なぜそういうような冊子を作ったかという、一生懸命、何年もやっているんですけど、なかなか市民の方に理解していただけないという状況がありました。それであれば、もっと自分の家の周りの作り方とか、造作がすごくまちの風景につながっているんですよということを知っていただくために、何気なく、手にとっていただけるようなものを作ろうという発想で、発行しております。そのような形で、どうやって景観・まちなみを作っていくのかというのを考えるきっかけになるような編集をしたものを、教科書というように仰られているのだと思います。非常に参考になるご意見です。共通する部分も多いのではないのでしょうか。

【友田委員】

今お話のあった何年経ってもあまり認知されないということなのですが、多分ここで

話し合ったことをそのまま具現化していても、それこそ何年経ってもという話になると思うんですね。それで、子供ですね。子供の段階から、景観に対して意識を持たせるというような取組みというのは、何かできないかなど。例えば小学校なり幼稚園なりで、書かせたり、自分たちの知ってるいい所を教えてくれ、でもいいですし。そういった取組みからどんどん発展させていった方がいいんじゃないのかなということがひとつ感じていることですね。

それと、別になりますけども、さっき facebook、SNS の活用ということがありますけれども、ブログにしてもホームページにしてもアクセスログ、どこから見てるのか、それからどういう言葉で検索されているのか分かるんですけども、facebook って分かりますか。「いいね！」は分かるんですけど。

【事務局】

検索ワードが分かるかまでは把握できておりません。今後確認します。

【友田委員】

結局ですね。どんな SNS も分析しないとしょうがないんですね。その際に絶対アクセスログというものを確認するので。どういう言葉で見てるか。それができないとなると次に発展してこない可能性があるんですよ。それと、そういうものを見てる年齢層というのは限られてくる可能性があるんですね。だから、若い人は比較的見るけども、高齢者見てこない、さっきの逆になってしまうんですけども、そういう問題がある中で、それをいかに取り組めるかということの確認をしていかなければいけないかなと思います。

それとちょっと調べてきたんですけども、参考資料がありますので、あとで見ていただければと思いますが、京都の取組みだとかこういう電子瓦版、多分事務局なんかでもご存知かもしれませんが、1年に1回とか、半年に1回くらいなんですけれど、景観資産だとかそういうものを作って、ホームページに貼り付ける、ダウンロードしてくださいという取組みをしています。

あと山形県なんかは、写真のですね、撮り方のいいポジション。その方向性まで作ってくれているんですよ。この位置で撮ればいい具合に撮れるというようなことを作っているんです。ここまでやってみたら比較的面白いのかなど。先ほども絵というお話をしましたけれど、この風景、この時期のこの絵はいいですよみたいなことをしていただくと、面白いのかなど。そんなにお金がかかる話でもないような気がするので、こういうものもひとつ考えていただければいいのかなという気がしました。

【事務局】

ありがとうございます。今の、写真の取り方。例えば、皆さんも思い描くのは富士山

だと思いますので、富士山を撮る場合だとここから撮れますということは多分イメージはできると思うんですね。この時期だとここがあると、ダイヤモンド富士があるとか。その位置はここですよとかそういったことはすぐできると思います。

【鈴木会長】

景観の取組みがなかなか市民に伝わりにくいというのは、元々持っている性質でもあります。景観計画というものがありますけれど。これは基本的に、割と規模の大きい建物を、計画し、建設する人に、周囲の景観にマッチするように作って下さいよということ伝える前提で作られているところがあるんですね。そういう人に、こういうところを注意してくださいというように分かりやすく説明するために、やや行政的、都市計画的な観点から作っているところなんですね。なかなかこれをそのまま、例えば、中学校や小学校の子に理解してくださいといっても、理解しづらいものです。ある程度、逗子の場合は、最初の6年ぐらいは、制度をつくるというところを中心にやってきたんですが、必ず、分かりづらいつか、まだ市民の方でも知らない方が多いとか、ご指摘を頂きました。そこでぐっとやり方を変えて、facebookを活用したり、冊子を作ったり、そういったソフトな活動、それから学校教育、中学校、高校で景観に取り組ましようということをやりました。事前に参考資料として配布された景観行政事例集の中にもいくつか子供学習というものがありますが。鎌倉市の親子景観セミナーや、あるいは国土交通省の景観まちづくり学習モデルプログラム。これはまだやっていますか。

【事務局】

はい。ホームページでみることができます。

【鈴木会長】

こういったものもありますので。三浦でやる場合にも、並走しながら、市民への巻き込みをやっていくのも重要なこと。

これは、今日この場で、今年度はこれをやるということはある程度はつきりさせる必要はあるのでしょうか。

【事務局】

いえ、アイデアを頂ければと考えておりますので。

【鈴木会長】

はい。

【事務局】

先ほどお話いただいたものを、ある程度、整理できるものはして、元のデータがあるものは、お示しして。全部を完全には難しいですけど、どんなものだったらできそうだとか、今の状況だとかこういったことがいけそうだとか、プラスαはありますけれど、そういったものはお示しできると思いますので、参考にさせていただきます。

【事務局】

今年度の取組み自体は半年しか残されておられませんので、今日のご意見を踏まえて、今部長から話したとおり、なるべく皆さんのご意見を取り入れつつ、今年度実行できるものを絞り込んでいきたいと思います。我々が今日ご提案させていただいた写真コンテストについては、今までのご意見を踏まえて、昨年度同様に協働開催及び審議会での選考はしたいと考えております。その中でタイトルを絞り込んだり、色々な頂いたご意見を入れ込めるようなものに整えたいので、できれば次の第2回の審議会までには、どのようなスタイルでできるのかということをお示しできればと考えております。それ以外にも、色々なご意見がありましたので検討させていただき、その結果、29年度以降の取組みの中で、実行できるようなこともあると思います。長期的なビジョンで考えておりますので、今年度は行わないからといって、なくなったということでは決してなく、次年度以降の取組みの中で、今のご意見を反映させていただければと思っております。

【鈴木会長】

はい。よろしいでしょうか。

■報告事項2ーみうら景観資産の候補について

【鈴木会長】

それでは次の事項に進めたいと思います。それでは報告事項2のご説明をお願いします。

【事務局】

報告事項2について説明いたします。皆様スクリーンをご覧ください。

報告事項2はみうら景観資産の候補についてです。先ほども説明いたしましたとおり、周知活動の一環として、今年度は代表的な景観資産の認定を行います。写真コンクールや、みうら市民まつりなど、昨年度の活動により抽出した14点の地域景観資源について、その構成要素や視点場を、景観資産として登録します。

併せてみうら市民まつりによる抽出方法について説明いたします。みうら市民まつりでは、「三浦であなたの好きな景観の場所にシールを貼ってください」として、自由選択のアンケートを行いました。その結果の上位10位を、候補として抽出いたしました。な

お、8位の小網代の森については、写真コンクールによる抽出と重複しているため除外し、市民まつりにより9つの景観資源を候補としました。

まずは、抽出した候補全体について紹介いたします。写真コンクールによるものとして5つを抽出いたしました。まずは、みうら景観賞として選考した「三浦海岸の大根干し」「劔崎灯台を望む農地」「河津桜と電車」の3つです。また、選考の中で、景観資産の候補として挙げられた「チャッキラコ」と「小網代の森」についても、候補として抽出いたしました。次にみうら市民まつりにより抽出したものを紹介いたします。アンケート上位10位について、候補として抽出いたしました。「三浦海岸」「城ヶ島大橋」「黒崎の鼻」「宮川公園」「県立城ヶ島公園」「三崎漁港」「諸磯湾から見た富士山」「盗人狩」「岩堂山と農地」です。抽出にあたっては、全体的に海の景が多いですが、これは、アンケート調査で見えてきた、海の景が三浦らしいという市民の方々の思いを反映しているものであります。一方で、海の景以外の抽出が少ない、地域の偏りが見られる、市内の景観のうち、代表的だと思われるもの全ての抽出はできていないなどの問題点もあると認識しています。今年度、代表的な景観を資産として認定するにあたり、その候補につきましても、ご提案やご意見など、頂ければと思います。

なお、先ほど説明いたしました「みうら景観資産認定提案書」につきまして、市民の方より、先週1件提案がありました。こちらについては、現在内容確認等を行っておりますが、第2回審議会において報告したいと考えております。

次に、個別に説明いたします。なお、資産の認定後は、このように、説明文を載せる形でホームページなどへの掲載を考えております。そのため、説明文などについても、誤りがあつたり、ここの景観のいいところはここであるなどご意見ありましたらお教えください。

1点目は「三浦海岸の大根干し」です。これは構成要素として認定いたします。大根干しは、タクワンづくりのために行う作業であり、冬の時期に三浦海岸の砂浜で見ることができる風景です。これは、地域の気候や地形を活かして行われているものであり、地域に根ざした特徴的な景観といえます。

2点目は、「劔崎灯台を望む農地」です。これはみうら景観賞受賞作品の撮影場所を視点場として認定します。この撮影場所は劔崎灯台へ向かう市道916号にあります。劔崎灯台のほか、複雑な地形、農地、海、房総半島など様々な景観構成要素を眺望することができます。

3点目は「河津桜と電車」です。これは構成要素として認定します。河津桜は、市民団体により京急三浦海岸駅から小松ヶ池公園まで線路沿いに植樹されました。私鉄沿いに広がる桜並木は、市民の方々に親しまれています。

4点目は「チャッキラコ」です。これは構成要素として認定します。チャッキラコは、1月15日の小正月に、豊漁・豊作や商売繁盛などを祈願して行われるものであり、女性のみで踊られる民俗芸能の1つです。ユネスコ無形文化遺産にも登録されており、三浦

市を代表する文化的景観の1つです。

5点目は「小網代の森」です。これは構成要素として認定します。小網代の森は、樹林地と干潟、湿地が一体となった森であり、希少な動植物の宝庫となっています。森の中には遊歩道も整備されており、自然景観拠点として親しまれています。

6点目は「三浦海岸」です。これは構成要素として認定します。三浦海岸は、三浦半島で最も長い砂浜海岸です。夏は海水浴場が開かれ、8月には海岸を会場とした花火も行われます。また、冬の大根干しや春に開催される市民マラソンの舞台ともなっており、季節によって様々な景観を見ることができます。

7点目は「城ヶ島大橋」です。これは構成要素として認定します。城ヶ島大橋は、三浦半島から城ヶ島に渡る唯一の陸路であり、三浦市のランドマークとして親しまれています。全長575mにわたる橋は、見る場所や時間により様々な景観を構成しています。

8点目は「黒崎の鼻」です。これは構成要素として認定します。黒崎の鼻は、周囲に突き出た地形が特徴的な景観を構成しています。周囲に人工物がない、とても静かな丘は、映画等の撮影スポットとしても利用されています。

9点目は「宮川公園」です。これは構成要素として認定します。宮川湾に面している公園には、2基の風力発電機が設置されており、三浦市のランドマークとして親しまれています。

10点目は「県立城ヶ島公園」です。これは構成要素として認定します。城ヶ島の東半分に広がるこの公園は、水仙やあじさいなどの季節の花々、松林や、芝の広がる広場など、多くの自然を有しており、市民の方々に憩いの場として親しまれています。

11点目は「三崎漁港」です。これは構成要素として認定します。三崎漁港では、遠洋漁業基地、観光施設、飲食店などが、一体となり、港町の景観を構成しています。

12点目は「諸磯湾からみた富士山」です。これは視点場を認定します。この場所は、諸磯湾沿いの市道35号にあります。諸磯湾は、波が穏やかな湾であり、多数のヨットが係留しています。この場所からは、係留しているヨットと、富士山を一度に眺望することができます。写真の撮影スポットとしても人気がある場所です。

13点目は「盗人狩」です。これは構成要素として認定します。この特徴的な地形は、地名の由来ともなっており、そそり立つ断崖に、波が打ち寄ると白いしぶきがあがりまです。盗人狩が見れる岩礁は、自然歩道としても親しまれています。

14点目は、「岩堂山と農地」です。これは構成要素として認定します。岩堂山は80mほどの高さがある三浦市で最も高い山ですが、県内では最も低い山だといわれています。岩堂山と、その周辺に広がる農地は、周囲に遮るものがないため、広い範囲から眺望することができます。以上で市案の説明を終わります。

最後に今後の予定について説明いたします。昨年度抽出した景観の認定に向けて、まずは市案の報告をいたしました。これが今回となります。今後、今回の審議会で出た意見を踏まえながら、候補として選定を行います。その後、第2回審議会において、諮問

を行い、必要な場所について現地確認を行います。なお、現地確認につきましては、時間の関係上、今回市案として説明したもの全てを見ることはできないため、現地確認を行いたい場所等ございましたら、ご意見頂ければと思います。これらを踏まえ、答申を行っていただきます。第2回景観審議会は来年2月から3月頃を予定しております。最後に審議会の答申を踏まえまして、資産の認定を行います。今年度は、このような予定で認定活動を行っていきます。

説明は以上となります。

【鈴木会長】

はい、ありがとうございました。候補案が示されましたが、これに関してご意見頂ければと思います。いかがでしょうか。

【鈴木会長】

私から質問してもよろしいですか。5番の小網代の森、これは写真コンクールで選びましたか。

【事務局】

写真コンクールの際に、写真としてはいいものはなかったけれども、小網代の森も三浦市らしいですよというご意見は頂いたと思っております、今回入れさせていただきました。

【鈴木会長】

ちょっと写真が分かりにくいですね、なんかいい写真があればいいのですが。

【事務局】

例えばどうしてもですね。干潟や湿地をイメージすると写真が意外に少なくて。出口側から撮るといいんですが、湾側から撮ると緑が少なくて。空撮は別にして、全体的な写真というものがなかなか難しい。掲載する写真としては難しいところかなと思います。

【事務局】

遊歩道が整備されて、テラス等もありますので、改めて写真を検討させていただきたいと思います。

【鈴木会長】

こちらも、注目がどんどん集まってきましたし、写真を見て、ああ行きたいなど、そう思うものがあるなど個人的には思います。

こんな感じでいいので、どうぞ意見、いかがでしょうか。

【大森委員】

あの、これに関する事で、第2回で検討してもらおうというものが、ちょっと早めなんですけれど、私、どこのコースを検討してもらうのか、資料を持ってきました。小網代から油壺までの道路、今は歩かない道があったんです。三崎港報でも取り上げられています。第2回審議会までに検討してもらえればいいなと思い、持ってきました。

【渡辺委員】

ちょっといいですか。14つの候補の中で、現地確認をする場所を選ぶ訳ですよ。何箇所ですか。14箇所というのは非常に厳しいですか。3箇所とか。

【事務局】

今のところ、とれそうな時間は2、3時間かなと思っておりまして。その中で、最高でももしかしたら5箇所くらいしか行けないかもしれません。有名な所が多いので、行かなくても大丈夫ですという場合もあると思いますが、そうではない所もあるかもしれません。皆さんがここは現地を見たいという所があれば、現地確認を1回したうえで、諮問・答申という形にしたいと考えております。

【渡辺委員】

そうすると、消去法でいくと、例えば、写真でも分かりそうな所という、三浦海岸とか宮川とか三崎漁港とかいうのは、知らない方もいらっしゃるでしょうけれど、大体皆さんも知っているんでしょう。あまり個人的に行かない所となりますと、例えば黒崎の鼻とか盗人狩とか、そういう所はなかなか行かないじゃないですか。だから、ある程度、消去法で行って、最終的に何点か選ぶ方法の方がいいかなと思っています。時間が限られていますので、離れていると結構時間がかかりますもんね。東から西に行くような場所だと、やっぱり3箇所くらいかと思うんですけれど。いずれにしても、ここは今回省いてもいいんじゃないかという所をどんどん消去して行って、最終的に残った中から2、3点選ぶという方法の方がいいかなと思いますけれど。これは、提案です。

【鈴木会長】

時間的なものはある程度やむを得ないですか。

【事務局】

例えば、簡単であれば、車から見える場所によりますが、少し下りて、歩かないと行けない場所もありますので。組み合わせによりますが、ある程度は。コースの中にあ

れば、それはそう時間はかからないと思いますけれど。今のお話のように、黒崎の鼻ですとかは、なかなか通りながらは難しいかなと思いますので。

【大森委員】

黒崎の鼻というのは、私有地ですから。早急に色々手を打っていかないと壊されてしまう名所だという問題点があると思います。だから、早めに見に行って、それで、どうやって残すかというのを考えていかないと、ぱたぱたとあれはなくなっちゃうような気がします。

【事務局】

それと、あとは小網代の森は、さすがに下りて見ないといけないので。これをどういうふうに回るかは、優先順位を決めていただくと、自ずと決まってくるかなと思うんですね。

【鈴木会長】

下りていくと時間がかかりますよね。

【事務局】

はい。上の方からがいいと思いますので、下りて、歩いて、車が下で待っていたとしても、急いで45分ですかね。30分だときついなと思いますので。そういう場所をどうするかと。

【鈴木会長】

委員の皆さんのご理解を頂ければ、いつもよりも少し長めに、設定させていただいて、見学と審議との2部構成にして、お時間がとれない場合には、審議の方にご参加いただくというような形にして、見学の時間を十分にとれるように工夫していただきたいと思っています。

【事務局】

はい。そして、時期によってはですね。花が咲いている、いないもございますので。たまたま今予定しております2月から3月末頃だと、今年の河津桜は2月半ばくらいから1ヶ月程度ですかね。

【渡辺委員】

そうです。まだ予定ですけど。

【事務局】

その頃に、見てられるとは思いますが、合わせるかとか。そういうこともございますので。先ほど出ていた城ヶ島の水仙は1月中にもう終わってしまうと思いますので。咲いているんだったら、桜を見ていくなどのコースもあるかなと思いますね。下の方通るだけでも。

【鈴木会長】

この写真なのですが、この城ヶ島公園は、城ヶ島公園の部分が市民まつりで選ばれたんですか。それとも城ヶ島全体ですか。そこが僕は気になって。こうやって花がきれいに咲いている光景なのか。城ヶ島にも色々な部分があると思いますが。

【事務局】

城ヶ島の中ではですね。例えばアンケートとして、シールを貼った中で、城ヶ島公園と城ヶ島大橋と馬の背洞門、その3つの中で城ヶ島公園と出ていますので、公園のエリアから見る風景も含めてだと思いますけれど、そういった意味合いではないかなと思います。

【鈴木会長】

あと三崎漁港というの。どこを指しているのか、意外に、こう難しいところも。写真は、外から俯瞰してますけれども。

【事務局】

確かに難しいです。あと、市場を中心としたイメージもありますし、この写真は風景写真のような。これは城ヶ島大橋から撮った写真なんですけれども、いろんな顔があるかなと。

【鈴木会長】

船がたくさん係留されている場所であるとか、そういうイメージなのかもしれないですし。

【事務局】

もっと港の、本当に市場のイメージが中心なのかもしれないですし。色々な要素があると思います。

【鈴木会長】

先ほどの城ヶ島公園のところもそうですけれど、写真と説明によって、かなり特定の

部分がクローズアップされたり、あるいは、どこをクローズアップしようと思っているのか、どこをよさを認めているのか分からないというようなことを思うので、説明の仕方と写真の選び方とセットで、少し議論の仕方があるのかなと思います。

【事務局】

写真が1枚でなくてもいいのかなと。そういうことですね。色々な要素がある場合でしたら、複数あっても。

【渡辺委員】

シールを貼ったんですよね。

【事務局】

はい。

【渡辺委員】

それでしたら、貼った人の思いというのは、色々あって、自由に。みんな同じところではなくて。夕日の景色を思い出したり、漁船を思って貼った人もいれば、小船をイメージしてだとか。色々な思いで、貼っているので、1枚の写真というのはなかなか難しいといえれば難しいですね。

【事務局】

はい。三浦海岸の写真も先ほどございましたけれど、夏のイメージと冬のイメージ全く違いますし。

【友田委員】

あの14番の岩堂山なんですけれど、これは、岩堂山の上からみる眺望というのは含まれていないんですよね。あくまで外から見ている感じですよね。

【事務局】

はい。岩堂山から見た風車が見えるようなというイメージも逆にありますので、その辺は難しいと思いますね。

【友田委員】

アンテナが見えちゃうんですけれども。

【大森委員】

岩堂山から見た方が、いい気がしますけれど。

【友田委員】

大島とか見えていい感じにはなるんですよ。

【事務局】

ええ、全体に見える。房総半島があって、大島があって、富士山が見えてというよう
な。

【会長】

これ、難しいですね。

【友田委員】

あの辺私有地なんですか。畑ありますけれど。

【事務局】

山自体は私有地です。

【伊藤委員】

山といわれなければ、山というのは全然意識していないですね。

三崎中学校の位置がおかしいなと思ったら、新しい方ですね。名称だけ動いたという。

【事務局】

前は、上原中学校でしたね。

【伊藤委員】

全く意識していないですね。いいとも思わないですし。車で通り過ぎて見るだけ。

【木村委員】

写真1枚というのは言われたように難しいですね。やはり、上から撮ったのですとか、
下から撮ったのですとか、2、3枚載せてみて、どっちというようなものもまた。

【事務局】

そうですね。分かりました。

【鈴木会長】

これは市民まつりによる抽出ですか。

【事務局】

はい。14番は市民まつりによるものです。アンケートによるものは、我々が、ある程度どの場所ですかというエリアを囲ってやっていますので、基本的には構成要素として抽出しています。なので、木村委員や友田委員が仰られたように、視点場としての要素も確かにあるのは間違いないですが、我々の方で、視点場なのか構成要素なのかという差別化して記載しております。なので今回はあくまでもその山全体ですね。あと周辺の農地を含んだ、岩堂山と農地を構成要素として市案としています。視点場については、また色々な感性の方がおられますので、ここの撮影場所がいいということであれば、また改めてこちらの方に候補として挙げていただくということもできなくはないのかなと思っております。

【鈴木会長】

これは、市民まつりのときには、先ほど出ていた写真を見せたんですよね。

【事務局】

はい。市民まつりでは、スライドのように12枚の写真を提示しました。その中でどれがいいかという観点でシールを貼ってくれた人も多くいます。ただ、掲示した以外の場所でも自分の好きな所を教えてくださいという聞き方でやりました。例えば城ヶ島ですと、市で掲示したのは公園の写真なのですが、掲示した以外の場所である馬の背洞門に貼ってくれた方もいらっしゃいました。ただ今回は票数等も考え、公園を市案としています。

【鈴木会長】

岩堂山は、スライドと同じ写真ですか。

【事務局】

一番右上の写真になりまして、紹介で挙げている写真とは別のものになります。

【鈴木会長】

別なんですね。農地の写真ですね。

【事務局】

農地と岩堂山が写っている写真です。

【鈴木会長】

じゃあ岩堂山よりも農地との風景という形かもしれないですね。

【事務局】

そうですね。岩堂山とセットでですね。

【鈴木会長】

難しいですね。アンケートのときには、「岩堂山と農地」というタイトルで。

【事務局】

はい。そのタイトルで。

【鈴木会長】

ここに出した写真はあまり魅力的ではないですね。

【大森委員】

でもやっぱり岩堂山は、農地があつてこそその、キャップがちょこつとある感じが岩堂山じゃないですか。都会にあつても。

【事務局】

三浦市で一番高い所といわれていますので、シンボリックなところもあるかなと。

【事務局】

広い畑が見えて、その先に海があつて、大島が見えて、というイメージはやっぱり強いと思います。特に冬場は逆なのかなと。

【事務局】

そういう場所も、いわゆる火葬場線のこの辺りが、今仰られているような、風車も見えて、海も見えてというポイントになってまして。ここもいいよねといってくれた人も、今回候補として挙げていないですけど、これだけいたんですね。

【大森委員】

亀甲山とかいう所ですか。

【事務局】

はい、三崎中学校の裏側のあの道路ですね。ですから場合によっては、そこを含めて

岩堂山というふうにお考えの方は多いと思いますね。

【鈴木会長】

景観資産自体の狙いというのは、厳密に保護しようというよりは、議論のきっかけになるようにというところなので、そんなに厳密さにこだわる必要はないと思います。しかし、何がポイントなのということを聞かれたときに、なるべくクリアに説明できる方がいいので。先ほど、私がお話した三崎漁港、それから岩堂山と農地なんかは、メッセージなんかをはっきりさせた方がいいのかなと。他の所は割と皆さん共通するイメージを、持っているんじゃないのかなというふうに思いますので、さほど問題はないと思います。あと小網代の森も、若干どこをイメージしているのか分かりにくい。いかがでしょうか。

【事務局】

小網代の森については、イメージとして使わせていただく写真は、全体が見えるような上からの写真の方がよろしいですかね。イメージとしてはですね。

【鈴木会長】

そこら辺の判断が分かれそうな所も含めて、次回、見学ルートを設定していただければと思います。この点はもう、大森委員に頂いているものも含めて、検討していただいて、ある程度、ルートについては市の方にお任せしてもよろしいでしょうか。

【伊藤委員】

個人的な思いですが、宮川公園の風車というのは、あまり好きではないですね。城ヶ島に風車を作るという話があったときにできればやめて欲しいなど。なぜ三浦で風車なのかという思いがありました。確かにあそこは風が強いから、発電するには適地だと思うんですけど、果たして、あれが三浦にふさわしいかどうかというと、個人的には疑問があります。例えばオランダにおける風車ですとか、ああいうものとは全く違いますし、設置目的があくまで発電を念頭にいれて作っているものであり、あまり景観を考えて作ったものじゃないという認識を持っています。これが景観上いいとなったときに、じゃあ城ヶ島に作りますって話になる可能性がある。確かに城ヶ島も風強いですけど。公園だからなかなかできないとは思いますが、なんとなく今後そういうことを誘導していくとなったときに、今度は景観破壊にきっかけとしてつながっているような気がします。安全かということ、決して安全ではないんですね。いくつこの風車が倒れてという事故があったか、かなり小さいものも飛んだりしていて、そういう面でもあの近くにいていいのかなとふと思って。公園にふさわしいかなと思うと、安全性にすごく疑問があるというところどうなんだろうかと思っています。例えば横浜の港から見える風車がある

んですけれど、風が強ければいいのかというと、ある一定速度で全部止めるんですね。危険なんです。それがちゃんと止まっていればいいんですけれど、止まっていないときには、大惨事のもとみたいな。個人的な意見ですが。

【鈴木会長】

いえ。大事なことですね。

【伊藤委員】

基本的には、そう思っているんですね。確かに発電の適地と考えると、ベターかもしれないですけどね。

【鈴木会長】

これ、アンケートでは何位、何票でしたか。

【事務局】

トータルで275票ありまして、そのうち宮川公園は4位で20票入っていました。

【鈴木会長】

20票。そんな多くはないですね。宮川公園の風車が選ばれているのか、それともそれ以外の部分が選ばれているのかというのは。

【友田委員】

どちらかというところって、あの場所の上から眺めたヨットハーバーですとか、岩というか島みたいなものがありましたよね。あれがちょっとかわいいかなという。

【伊藤委員】

いい感じですよ。

【友田委員】

あそこの方が僕は風車よりも好きですね。

【鈴木会長】

この写真を見ると、風車だと思いますね。

【伊藤委員】

コメントもそのように、ランドマークとなっていますね。確かに目印がないので、そ

ろそろこの辺りだなというのはよく分かっていいんですけれどね。

【鈴木会長】

色々ご意見あるということですよ。審議会で意見が出るだけではなくて、市民の方からも、この説明をすると、このような意見が出るかもしれないですね。

【伊藤委員】

今、自然エネルギーということで、太陽光発電も色々な場所でやっています。通勤途中に、どこはいいませんが山の方を見ると、山の木を切って、一面に設置されているという場所があります。確かに、発電、自然エネルギーという点ではいいんですが、その下には草木が生えないですから、下手したら崖崩れのもとになったりして、自然災害を誘導してしまうということもあります。何が大切かなというのも考えながらやっていかないと、単に自然エネルギーがいいといっても、やっぱりそれには適地があると思うんですね。果たして風車が、観光のターゲットになるのかというと、風車目的では来ないような。

【鈴木会長】

それは確かにそうですね。

【大森委員】

でも人間って、自然の所の中で、人が作ったものがぽつとあつたりするとほつとするというのもあるので。鳥居と一緒にしたらいけないのかもしれないけれど、そういうほつとするというのも、あるのかなと思います。

【事務局】

宮川公園が、風車がなくて公園だけだったら選ばれないのかというと、それなりに、票が入るのかなと思いますので。当然風車だと風当たりが強い所だなと思いますし、そこは見晴らしもいいんだろうなと、自然に至るのかなとは思いますが。ですから、この辺は表現は事務局としても考えさせていただきましてですね。載せる写真と、説明文を再度検討させていただいて、ご相談させていただきたいと思います。

【伊藤委員】

城ヶ島だけは勘弁してほしいなって。いや、話があったんです。起こった話ですからね。

【事務局】

現在も実はあります。だいぶ規模は小さいですけど。ただ、収支ですとか、そういったことでなかなか実現はできない。県の方が、色々と自然エネルギーの方を推奨している関係で、問合せが市内に来ていますので、そうするとなかなかこれを規制するものがないのが実際です。ですから、自分の土地に、自分が建てるとなると、そのままできてしまうというのが、実際の話で。色々な問題があるんです。あるんですが、状況としてはそうです。ただ、城ヶ島はなかなか難しいかなと思います。

【伊藤委員】

県有地でもあるものですから。危ないですね。

【鈴木会長】

ここはちなみに、アンケートのときでは、風車らしい写真なんですね。

【事務局】

はい。アンケートのときに出した写真がこちらの写真です。風車の写真ですね。東屋と。

【鈴木会長】

じゃあちょっとご検討いただけますか。場合によっては見学に入れていただければ。ありがとうございました。その他ご意見は。

【事務局】

すみません。中津先生のご意見を最後ご紹介させていただいてもよろしいですか。先ほどのご紹介に引き続いてですね。みうら景観資産の候補について、示した景観資源以外の候補について、今年度認定を行いたいものがございませるかというものについてのご意見です。「新しい候補に関するアイデアはありませんが、少しカテゴリーを分けて整理したいと考えております。例えば、『住宅の緑化』とか『CO2削減緑地』とか、多様な機能で分類した方が、市民も理解し易いかもしれません。また、『群』としての景観も意識したいですね。伝統的建造物群保存地区に申請するほどでないエリアでも三浦市ならではの風景を創り出している地区は、何かの指定をしておきたいものです。例えば『重要三浦的建造物群保存地区』とか指定したいものです」ということで、「命名がイマイチですが」というコメントを頂いております。

【鈴木会長】

これは下町とかをイメージしている。

【事務局】

そうですね。

【鈴木会長】

今回は候補には入っていないですか。チャッキラコの写真がある風景、花暮れとかのイメージなのかもしれませんけれど。海南神社などの辺り。蔵造りの建物とか。そういうまち並みのようなイメージとしては含まれていない。

【事務局】

はい。

■報告事項3－景観法・景観条例の届出状況について

【鈴木会長】

よろしいでしょうか。それでは報告事項3にうつりたいと思います。説明をお願いします。

【事務局】

それでは、報告事項3について説明させていただきます。皆様、お手元の資料をご覧ください。

報告事項3は「景観法・景観条例の届出状況について」です。条例等の届出状況等につきましては、昨年度は条例を施行したばかりということもあり、第1回、第2回の各審議会で、その時点の状況という形で報告させていただきました。今年度からは、年度初めの審議会において、前年度の状況等をまとめて報告する形とさせていただきます。それでは、昨年度の状況について、報告いたします。

昨年度につきましては、16件の行為について、届出等手続が行われました。このうち5件は、国や地方公共団体が行う通知行為となります。詳細につきましては、資料の2枚目に一覧表を添付しておりますので後ほどご確認をお願いいたします。昨年度の届出行為につきましては、行為の内容や景観ゾーニングの内訳を見ますと、行為の内容としては、最も多いものが、開発行為と木竹の伐採で各6件、建築物の建築等が4件、工作物の建築等や建築物等の色彩変更が各2件でした。ゾーニングとしては、最も多いものが住宅地景観エリアで12件、農の景観ゾーンが4件、海の景観ゾーンが2件でした。

次に、手続がされないまま、行為が行われてしまった無届行為について、昨年度の状況を報告いたします。昨年度は、無届行為について3件ありました。行為の内容の内訳としては、木竹伐採が最も多く2件、建築物等の色彩変更が1件でした。景観ゾーニングの内訳としては、住宅地景観エリアが2件、農の景観ゾーンが1件でした。これら無

届行為につきましては、行為の内容等について、事業者より聞取りを行い、行為の内容自体は、景観形成基準等に適合していることを確認したため、顛末書を提出させ、今後は適切な手続を行うように、嚴重注意をいたしました。

報告は以上です。

【鈴木会長】

ありがとうございます。質問ですが、これにあたって、色々と指摘が出たとか、景観上問題があるというような意見が出たような案件というのはありますか。紛争だとか。

【事務局】

景観として、手続の中で、特に問題として挙がっているようなものは、ありませんでした。なかなか強制力を持って、必ずこうしてくださいと交渉できるような案件というわけでもありませんので。特にこじれているものというところについては、景観の手続ではございませんでした。

【鈴木会長】

景観の手続上は、それほど問題なく。手続を停止するようなことはなかったと。

【事務局】

停止をするとかそういったことはなく。

【鈴木会長】

いや、私が聞いているのは、他の色々な条件も含めて、色々な開発にあたって、問題となっているような案件はあったのかということです。景観の手続のみを聞いているわけではありません。

【事務局】

はい。現在、まちづくり条例の手続の中で、その事業に対して反対などの動きがある事業はあります。

【事務局】

景観条例ではないのですが、まちづくり条例の手続の中では、意見書・見解書を頂くような案件ですとか、公聴会を開催したですとか、そういった開発事業はございました。

【鈴木会長】

何を言おうとしているのかということですね。そういったまちづくり条例で反対が起こ

っている場合、近隣の方からすると相隣関係の問題として、例えば日照が遮られるだとか、あるいは歩行が危険になる可能性があるというようなご指摘もあるかもしれない。一部その意見の中に例えば景観上問題であるというようなご指摘があった場合に、景観の方からどのように判断すべきかということが問われてくる可能性があります。例えば、景観の方の手続でも色々と意見をいうことができますよね。届出に対して、市に対して。

【事務局】

そうですね。景観審議会を通して、我々事務局の事前協議の指導の中でも、そういうご意見踏まえて、届出してくださいということをですね。要請という形ですることは可能なように作られていますので。

【鈴木会長】

景観計画があるのだけれども、景観のそういった問題に対して、市民の方では景観に関して問題があるという認識があるのだけれども、じゃあ景観計画では特に問題なしと判断するのであれば、やっぱりそれなりの理由もちゃんと説明していかなければならない。なぜ、景観上問題ないのかということ問われる場合がある。もしそういう場合には、一応こちらでも景観のアドバイザーの協議も行うことできるということにしている訳です。

【事務局】

アドバイザー制度という形では。

【鈴木会長】

専門家の意見を聴けるという形にしていまらなかったか。事務レベルで全て処理して、でしたか。

【事務局】

条例上では審議会の方にはかけさせてもらって、意見聴取させていただく形ですね。

【鈴木会長】

審議会に意見聴取ですね。そうなってくると、オープンに議論しないといけないので、今回はそういったものはなかったということですけど、もし、そういうまちづくり条例にかかっている案件の中でこう色々と問題になっている案件があればですね。こちらの方にも報告するようにはしていただきたいなと思います。

【事務局】

事務局でも、その線引きが非常に難しいと感じており、どのようなものを審議会に諮るかという基準が明確にできていない状態です。今考えておりますのが、いわゆる基準に従わない場合。それから、強制的な基準ではありませんが、景観誘導指針に適合しないようなものを作ろうとしている場合。あと他の基準を当てはめたらどうかという議論を審議会にさせていただきたい場合。このような場合は審議会に諮るのかなというイメージはもっています。今回出ている案件については、今のところは基準に適合していると我々もみている訳ですね。色彩基準に適合しています。外観上の景観誘導指針にもなんとか適合しているという判断をした上で結論を出した物件ではあります。その辺りの基準づくり、それから、先ほどのお話のように会長の方で審議会にかけるといふものも含めて、事務局側で案件ごとに1件1件見て、ご相談させていただいたうえで、ご判断させていただいた方がいいかなと思います。

【鈴木会長】

分かりました。ただいまのやりとりについてご質問等ありましたら。

【渡辺委員】

ちょっと確認なんですけれど。これは、景観審議会のメンバーは、この案件についてどうこうといったことではなくて、市の方から挙がってきたものについて、審議会で諮るといふやり方なんですよ。

【事務局】

そうですね。

【渡辺委員】

この景観審議会でいえば、市から挙がってこない物件については、基本的には審議をしないということが前提ですよ。要するに、市役所から審議会に挙がってきた物件だけということですか。

【事務局】

はい、そうです。

【鈴木会長】

よろしいでしょうか。

それでは以上で本日の議題は以上となりますがよろしいでしょうか。

【友田委員】

よろしいですか。無届物件みたいなものもあると思うんですけど。これ私の近所なので写真を撮ってきたんですけど。こういうふうに、違法というか、プレジャーボートをですね。レーンを引いて置いてしまっているんですね。これも多分無届という感じだと思うんですけど。こういったものを含めた、横須賀なんかでも結構問題になっているらしいんですけど、そういった海岸線とかのですね。保全とか管理とか、そういった景観とかを考えていかなければいけないのかなとちょっと思っているんです。

【伊藤委員】

特に法律的には、国有海浜地というか国の土地、管理しているところがあるはずですから。

【友田委員】

聞きましたら、東部漁港さんと横須賀土木さんに分かれるということなんですね。温度差があるようなことは聞いてまして。その辺の取り締まりというのがかなり対応が変わってくるというのは聞いてますね。

【渡辺委員】

湾岸線でいえば、一般海岸は県土木、漁港エリアは東部漁港、市営漁港は市の水産課が管轄しており、みんな分かれているんですね。今お示しになった所がどこだかは分からないんですが。

【友田委員】

管轄でいうと横須賀土木さんですね。

【事務局】

場所はどこですか。

【友田委員】

小網代湾の中です。

【渡辺委員】

小網代湾の中というと、東部漁港ですかね。

【友田委員】

東部漁港とですね、ちょうど分かれている辺りなんです。漁港エリアと海岸と。数年前から問題にはなっているんですけど、1人がやり出すとみんながやり出して、こう

いうことが他のエリアでも広がってきちゃうと、景観とかそういった意味からすると問題になっちゃうのかなというのは感じています。

【事務局】

お話になっているように、管理者の責任でやる範囲と、景観の立場でやる範囲って、少し役割分担があるかなと思いますので、まずは管理者の方に。あとでその場所お教えいただければ、我々の方から、管理する方にお伝えをまずしていきますので。なかなか全てを景観の立場で、というのは難しいところもあるかなと思います。

【友田委員】

これは1つの例なんですけれど。海岸線の保全というか、そういう景観も、建造物や開発行為だけではなく見ていくべきなのかなと気がしているんですね。ここがどうのこうのではないんですけれど。

【伊藤委員】

新たな許認可って、国有海浜地の場合ほとんどされない。既得権をもっている方がずっと継続的にやられているというふうに認識しておりますね。ということは、新たな行為というのは、まさに違反。それは、もう、うちが例えばそういうものを景観上よくないと言われたときに、事務局の方に所管のところにお話をしておいてくださいね、まではやってもいいかな。

【鈴木会長】

例えばそれが、景観重要公共施設、これは県が管理しているところも、海岸も公共施設に指定することができるんですね。もし、景観重要公共施設にする場合は、占用の基準を作らなければならない。それは、県の方と合意できるかがかなり微妙なところなんですけれど。そういう形になった場合には、占用の仕方について問題あるという場合に、景観の方から、意見をいうことができますけれども。管理しているところを通してという形になります。

ただ、現時点では景観上問題あるといっても、特筆的に海岸の占用に関して、景観の観点のみでいうと、いえることがないので、所管の方に、景観の方からも問題ではないかという意見が出ましたよということを伝えていただくことに現実的にはとどまるかなと。

よろしいでしょうか。はい、ありがとうございました。

それでは、本日の議事が終了しましたので、引き続き、事務局から連絡事項をお願いします。

【事務局】

会長ありがとうございました。皆様も長時間にわたり、ご議論いただきありがとうございました。次回の平成28年度第2回の審議会の日程につきましては、先ほどもお話ししました来年2月から3月頃の開催を予定しております。詳しい日程と、先ほど話のあった現地確認のコースなどにつきましては、改めてお伝えいたしますのでよろしく願いいたします。次回の審議会につきましては、現地確認を予定しておりますので、長時間の開催になろうと思います。場合によっては午後だけということもあろうかと思いますが、その辺は調整させていただきたいと思いますのでよろしく願いいたします。

それでは、これを持ちまして、平成28年度第1回三浦市景観審議会を閉会とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

—— 了 ——